

(参 考)

県有財産の売却の流れについて

県有財産（普通財産）の売却については、その土地の隣接者の方などのお申し出から話が始まります。

概略を示すと、次のとおりです。

スタート（該当する土地の売却要望の申し出）

- （県）売却申し出地の用途（道路や河川用地など）が既にあることの確認
- （県・要望者）登記等各種調査の実施、関係図面の作成等
- （要望者）土木事務所に「譲渡要望書」を提出
- （県）財産処分について、適正処分審査会へ書類提出、審査を受ける。
- （県）審査会通過後、「廃道告示」「廃川告示」等の手続き及び告示が必要なものの事務作業（法定管理期間として、河川については10ヶ月、道路については4ヶ月を経過する必要があります。）
- （県）参考評価額の算定、決定
- （要望者）処分価格の合意があった後、「譲渡申込書」を提出
- （県・要望者）財産処分決定後、両者で売買契約の締結
- （要望者）契約金額の支払い、登録免許税の支払い
- （県）所有権移転の嘱託登記、要望者に登記識別情報通知等を交付

売却事務の終了

期間について

処理期間については、調査や審議、法定管理期間の満了等の条件をクリアしてからとなるため、一定の時間がかかります。

個別の状況によりその期間は異なってきますので、あらかじめご了承ください。

参 考

国有財産については、

財務省のホームページ <http://www.mof.go.jp/>

などをご参考にしてください。